

大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、林業事業体における新規就業者の雇用促進、人材育成を図るため、大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）林業事業体 秋田県意欲と能力のある林業経営者名簿の公募・公表に関する実施要綱（令和元年森－427）第9の規定により林業経営者名簿に登録された事業者
- （2）新規学卒者 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校等及び秋田林業大学校（秋田県林業トップランナー養成研修受講者）を卒業して1年以内の者
- （3）新規就業者 林業事業体が新たに雇用した者であって、当該雇用した日の年齢が満50歳未満である者

（補助対象者）

第3条 この要綱による補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する林業事業体とする。

- （1）市内に事業所又は事務所を有していること。
- （2）市税等の未納がないこと。

（雇用の要件）

第4条 補助対象者が行う雇用の要件は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- （1）雇用期間の定めのないものであること。
- （2）1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同程度であって、年間の労働日数の2分の1以上林内作業に従事すること。
- （3）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者として雇用していること。

(補助金額等)

第5条 補助金は予算の範囲内で交付し、交付額は新規就業者1人当たり年20万円とし、次の各号に該当する場合にあっては、次の各号の区分に応じ当該各号に定める額を、それぞれ加算した額とする。

(1) 新規学卒者を雇用したとき 5万円

(2) 規模拡大のため、前条に規定する新規就業者を雇用したことにより雇用前の林業事業体の林内作業に係る従業員数と比べ増加したとき 5万円

2 補助金の交付は、3年を上限とし、過去に補助金の対象となった新規就業者を除くものとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金交付申請書(様式第1号)に添付書類を添えて、次の各号の区分に応じ当該各号に定める期間までに市長へ提出しなければならない。

(1) 1年目申請分 新規就業者を新たに雇用した日(以下「基準」という。)から1月を経過した日から1月を経過した当該年度の3月31日まで

(2) 2年目申請分 基準日から1年1月を経過した日から1年1月を経過した当該年度の3月31日まで

(3) 3年目申請分 基準日から2年1月を経過した日から2年1月を経過した当該年度の3月31日まで

(交付決定の通知)

第7条 市長は、前条に規定する交付申請を受けたときは、速やかにその内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、申請者に対し大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(交付決定の変更)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、補助金の交付決定を受けた事業の内容を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、あらかじめ、大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金変更承認申請者(様式第3号)に添付書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結

果を前条の規定を準用して、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、雇用した大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に添付書類を添えて、次の各号の区分に応じ当該各号に定める期日までに市長へ提出しなければならない。

- （1）1年目申請分 基準日から1年を経過した日から1年1月を経過した日まで
- （2）2年目申請分 基準日から2年を経過した日から2年1月を経過した日まで
- （3）3年目申請分 基準日から3年を経過した日から3年1月を経過した日まで

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消し、その内容を大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により当該交付決定者に通知するものとする。

- （1）補助金を他の目的に使用したとき
- （2）提出書類の記載事項に虚偽があるとき
- （3）前条の規定による実績報告について、次に掲げる区分に応じ当該区分に定める雇用要件を満たさないとき
 - ア 1年目申請分 基準日から起算して1年を経過
 - イ 2年目申請分 基準日から起算して2年を経過
 - ウ 3年目申請分 基準日から起算して3年を経過
- （4）この要綱の規定に反したとき

2 市長は、前項の場合において、交付決定者が補助金の交付を受けているときは、大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金返還命令書（様式6号）により、当該交付決定者に補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（雇用状況報告）

第11条 市長は、交付決定者に対し、必要に応じて就業状況等について報告を求めることができる。この場合において、交付決定者は、必要な資料を添えて速やかに報告しなければならない。

（その他）

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、市補助金の交付に関するその他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金交付申請書

年 月 日

大館市長 様

申請者 住所
氏名

大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金の交付を受けたいので、大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の申請をします。

記

対象林業新規就業者

住 所		
氏 名		
就 職 日		
業 種	年間労働日数の1／2以上林内作業に従事している	
該当するものに○		新規学卒者
		規模拡大のための従業員の増員

添付書類

- （1）対象新規就業者の雇用契約書の写し
- （2）雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）
- （3）該当する場合、新規学卒者であることがわかる書類
- （4）該当する場合、規模拡大のための従業員の増員が分かる書類

様式第 2 号（第 7 条関係）

大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

大館市長

印

年 月 日付けで交付申請のありました大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金について大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1. 補 助 金 額 _____ 円

様式第 3 号（第 8 条関係）

大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金交付変更承認申請書

年 月 日

大館市長 様

申請者 住所
氏名

年 月 日付け、 第 号により交付決定を受けた大館市
林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金について、事業変更したいので、大
館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金交付要綱第 8 条の規定により、
下記のとおり申請します。

記

対象林業新規就業者

住 所		
氏 名		
就 職 日		
業 種	年間労働日数の 1 / 2 以上林内作業に従事している	
該当するものに○		新規学卒者
		規模拡大のための従業員の増員

添付書類

- （１）対象新規就業者の雇用契約書の写し
- （２）雇用保険被保険者資格取得等確認通知書（事業主通知用）
- （３）該当する場合、新規学卒者であることがわかる書類
- （４）該当する場合、規模拡大のための従業員の増員が分かる書類

様式第4号（第9条関係）

大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金実績報告書

年 月 日

大館市長 様

申請者 住所
氏名

年 月 日付け、第 号により補助金の交付決定を受けた大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金について、大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

記

1. 林業新規就業者氏名 _____
2. 補 助 金 額 _____ 円
3. 雇 用 期 間 _____ 年 月 日 ～ _____ 年 月 日
4. 業 種 _____

添 付 書 類

- （1）林業新規就業者の就労状況が分かる書類
- （2）年間労働日数の1／2以上林内作業に従事していることがわかる書類
- （3）その他市長が必要と認める書類

様式第5号（第10条関係）

大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

大館市長

印

年 月 日付け 指令 第 号で交付決定した大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金については、次のとおり交付決定を取り消したので大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、通知します。

記

1. 補助事業の名称 大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金
2. 補助対象事業
3. 交付決定額 _____ 円
4. 交付取消額 _____ 円
5. 取消理由

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

様

大館市長

印

大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金返還命令書

年 月 日付け 指令 第 号で交付決定した大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金について、大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、次のとおり返還を命じる。

記

1. 補助事業の名称 大館市林業新規就業者雇用人材育成支援事業補助金
2. 返還すべき金額 _____ 円
3. 返 還 期 限 年 月 日
4. 返 還 方 法 納入通知書による納付